

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 全国児童福祉主管課長会議、開催される…………… 1
- ・ 平成 27 年度補正予算関連の実施要項、示される
～保育士修学資金貸付等制度、業務の効率化推進事業～ …… 2
- ・ 保育所等における保育士配置に係る特例について
～改正省令、通知、FAQ が発出される～…………… 2
- ・ 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務
管理体制の検査について（通知）が発出
～業務管理体制の整備に関する検査についての基本的な考え方を周知～ …… 2
- ・ 「保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用について（周知）
【事務連絡】が発出…………… 4
- ・ 保育所保育指針改定検討（健康および安全について）
～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第 3 回）報告～ …… 5

◆全国児童福祉主管課長会議、開催される◆

2月23日(火)に、全国児童福祉主管課長会議が厚生労働省で開催されました。冒頭、厚生労働省雇用均等・児童家庭局香取局長より、新・三本の矢の第二の矢「夢を紡ぐ子育て支援」を受けて、今般待機児童対策についても、「子ども・子育て支援新制度」において、拡充を図っていることなどにふれて、挨拶がありました。

保育課関連では、「子ども・子育て会議」で示された平成 28 年度公定価格案についての説明がなされるとともに、地方単独補助で実施されていた取組を後退させることなく、地方単独事業の上乗せとして、子ども・子育て支援新制度の質の向上を実施していただくようにとの依頼も発せられました。また、保育人材の確保については、省令改正、通知等が発出されていますが、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」で示されたように保育の受け皿を 50 万人に拡大することに伴い、保育士を 9 万人確保することが求められると示されました。

以下の URL から当日資料をご確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000113653.html>

◆平成 27 年度補正予算関連の実施要項、示される◆

～保育士修学資金貸付等制度、業務の効率化推進事業～

平成 28 年 2 月 3 日、平成 27 年度補正で予算化された、「保育人材確保のための取組の推進等」における「保育士修学資金貸付等制度」、「業務の効率化推進事業」の実施要綱が発出されました。

それぞれの事業については、全保協ニュースNo.15-22(平成27年12月22日)にて既報のものとなります。

詳細は別添実施要綱をご確認ください。

◆保育所等における保育士配置に係る特例について◆

～改正省令、通知、FAQ が発出される～

平成 28 年 2 月 18 日、保育士等確保対策検討会のとりまとめ(平成 27 年 12 月 4 日)を踏まえた、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されました。

保育所等における保育士配置に係る特例(配置要件の弾力化)に関する検討経過及び内容については、本ニュースNo.15-20(平成 27 年 11 月 20 日)、No.15-21(平成 27 年 12 月 11 日)でお知らせしてきたところです。

今般、改正省令とともに「保育所等における保育士配置に係る特例について(通知)」が都道府県、指定都市、中核市宛に発出され改正省令の概要が示されています。また、「保育所等における保育士配置要件弾力化に係る FAQ(平成 28 年 2 月 15 日)」が併せて示されています。

別添に通知及びFAQの全文をお知らせいたしますので、ご参照ください。

なお、現在パブリックコメントにかけられている幼保連携型認定こども園における改正の取扱い等についても、公布され次第、改めて本ニュース等でお知らせいたします。

◆特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について(通知)が発出◆

～業務管理体制の整備に関する検査についての基本的な考え方を周知～

平成 28 年 2 月 15 日、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について(通知)」が、都道府県、指定都市、中核市宛に発出されました。

子ども・子育て支援法では、利用者に対する適切な教育・保育の提供が求められるだけでなく、事業の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、法令等の自主的な遵守が求められるところであり、法第 55 条において、業務管理体制の整備を行うことが義務づけられています。

今般、法第 56 条に定める業務管理体制の整備に関する検査について、基本的考え方

が取りまとめられたことから、下記の通り概要をお知らせいたします。

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について（通知）（抄）

1. （略）

2. 検査の実施方針

法第55条第2項に定める市町村長等は、検査を通じて特定教育・保育提供者が適切な業務管理体制を整備していることを確認すること。

検査は、「一般検査」と「特別検査」とし、一般検査については、定期的かつ計画的に行うものとする。一般検査については、書面の提出にて行うことを基本とする。

また、特別検査については、次のいずれかに該当する場合に随時適切に行うものとする。

- ① 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- ② 度重なる指導によっても改善が見られないとき
- ③ 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき

3. 検査事項

(1) 法令を遵守するための責任者を選任していること。

(2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

(3) 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

4. （略）

5. 留意点

(1) 検査に当たっては、特定教育・保育提供者が、それぞれ創意工夫のもとに施設・事業を運営していることに鑑み、個々の施設等の運営努力を勘案し、形式的・画一的な対応とならないよう留意すること。

(2) 検査の実施時期・方法等については、個々の特定教育・保育提供者の事情を踏まえて柔軟に決定すること。

また、設置者・事業者関係者の理解と自発的協力をもとに実施するとともに、相互信頼を基礎として十分に意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。

(3) 検査は、法に基づき市町村が実施する確認に係る指導監査や、法人に対する監査等の他の指導監査と併せて実施することを基本とし、実施に係る負担を軽減するとともに、効果的な検査となるよう努めること。その際、例えば、検査の際に求める資料やその様式等について可能な限り都道府県内において統一化を図り、

事前に周知すること等が考えられること。

本通知の全文は、内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>法令・通知等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

◆「保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用について（周知）【事務連絡】が発出◆

平成28年2月15日、各都道府県・指定都市・中核市宛に、「保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用について（周知）【事務連絡】が発出されました。

子ども・子育て支援新制度における保育所等の優先利用の考え方については、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日）第2の7において示されています。

待機児童解消に向けて、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、保育士等の子どもを優先利用の対象とすることについて、上記通知第2の7(2)ウ⑨（その他市町村が定める事由）に該当するものとして位置づけられることが考えられることから、改めて周知されたものです。

「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号）（抄）

第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務

7 優先利用

(2) 優先利用に関する基本的考え方

ウ「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。

①～⑧（略）

⑨ その他市町村が定める事由

※ また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子ども利用に当たって配慮することも考えられる。

本事務連絡の全文は、内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

◆保育所保育指針改定検討（健康および安全について）

～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第3回）

報告～◆

2月16日、社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第3回）〔委員長：汐見稔幸氏 白梅学園大学学長〕（厚生労働省）が開催され、「健康および安全」について、検討がされました。

本会村松幹子常任協議員／全国保育士会副会長が委員として参画し、意見を述べました。当日の主な意見とあわせて報告します。

【村松幹子委員】（全国保育協議会常任協議員／全国保育士会副会長）

- 食育について、全国保育士会では、「食育推進ビジョン」を策定し、取り組みを進めている。食育はイベント的なものだけでなく、子どもの成長を踏まえた保育の中に位置づけられるべきであり、また、保護者や地域との連携についても盛り込んだ食育計画であるべきと考える。そうしたことを保育所保育指針に明確に書き込むべきと考える。
- 平成28年度に、構造改革特区 評価・調査委員会において3歳未満児に対する給食外部搬入の再評価が行われることとなっている。これに対し全国保育士会では、平成27年度に自園調理に関する調査を行った。保育所における食育は自園調理でなければならないと読み取れる調査結果となった。今後も自園調理を堅持していきたい。
- 全国保育士会「食育推進ビジョン」を保育所保育指針の解説書に盛り込んでいただきたい。このビジョンの柱建てに沿って食育計画をたてれば、食育の要素が網羅されることになる。ぜひご活用いただきたい。
- 保育所は子どもの命を預かる施設であり、アレルギーのある子どもへの対応が課題となっている。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が厚生労働省より示されているが、保育所保育指針にこのガイドラインを示し、それにより対応することを明記すべき。
- 安全への配慮が行き過ぎると子どもの活動を制約してしまうことになりかねない。子ども自身が安全な身の処し方を学ぶことも必要ではないか。食を営む力を身につけることと同様に、安全に関する知識を身につけることを保育所保育指針に盛り込むことも必要と考える。「第2章 子どもの発達」の「2 発達過程」と「第5章 健康及び安全」とをリンクさせた記述とすべき。そのことにより、日常の保育によって意図的に、子ども達の安全に対する意識を育てることを示すことにつながるのではないか。
- 現場では、気になる子どものことや家庭への対応について、嘱託医と連携して行っ

ている。嘱託医との連携については、より多面的に行うべきであることを、保育所保育指針に記述すべきではないか。

【他の委員の主な意見】

- 食生活は習慣であるので、現在の食事がその人の将来につながっていくという視点が重要である。長期的な視点に立脚した食生活が必要と考える。
- 食事の心配がある保護者のうち、30.0%の人が育児に心配があり、逆に食事に心配がない保護者のうち、育児に心配がある人は15.6%という調査研究結果が出ている（「幼児健康度に関する継続的比較研究」平成22年育成疾患克服等次世代育成基盤研究事業 厚生労働省）。食事の心配を解消していくことが子育て支援そのものであると捉えられる。保育所における食事に関する配慮を、家庭に伝えていくべきであることを保育所保育指針やその解説書に記述すべき。
- 食を営む力の育成に向けて、その基礎を培うことが食育の目的。食育は保育所の全職種と保護者が連携して取り組むべきことであることを明記すべき。
- 医療的ケアが必要な障害児については、保育所は保護者の同意を得て医療的なケアを行うことが必要である。また、保育所の職員間では、どのような保育を行うのかについて共有することが必要である。このように、保護者と保育所が協力して行うことを明記すべき。
- 安全面に関して、3歳以上の子どもの発達においては、リスクがあっても、その遊びに価値がある場合がある。保育所保育指針で、安全を過剰に強調しすぎると子どもの活動を制限してしまい、発達において必要な遊びを抑制してしまうことにつながりかねないため、表現に留意することが必要と考える。

また、この日は、関係団体からのヒアリングも行われ、一般社団法人日本保育保健協議会および公益社団法人日本栄養士会が意見を述べました。

なお、次回（第4回）は、平成28年3月29日（火）に開催予定です。本ニュースにて報告予定です。